



けすぞう新聞

2021年11月発行
NO.47
播磨町消防団女性分団

健康第一、防災活動



今のわたしたちにできることから

緊急事態宣言が解除されました。しかし本格的な活動再開がいつになるか、まだ分からない状態です。新型コロナウイルス感染対策をしながら、「これからの活動」について話し合いをしました。



話し合った内容と今後の予定

(あくまでも予定です)

◎団員を増やす方法

◎操法大会のメンバー選定

◎人と防災未来センター

平成31年に開催された女性消防団員技術研修会で講師をされた「あんどーりす」先生の展示を見学

◎BAN-BANテレビ

「東播フォーカス」出演(防災クッキング披露予定)

◎第25回全国女性消防操法大会へ向けて

(現時点では2023年に開催される可能性ですが未確定です。)

私たちが言えることは「健康第一を心がけて、過ごす」操法大会に向け、まずは体力づくり。ストレッチと筋肉トレーニングも実施しました。



設置した警報器、点検・交換を

住宅用火災警報器の設置義務化から10年が過ぎました

火災を感知すると警報を発し、居住者に知らせる住宅用火災警報器。新築は2006年、既存を含む全住宅は2011年に設置が義務化されました。住宅用火災報知器の耐用年数の目安は、約10年。古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しない恐れが出てきます。設置された住宅用火災警報器が、交換時期に来ています。



火災警報器は一家に一台ではありません！

外観点検(推奨は1年に1回以上です)

煙感知部および熱感知部にホコリなど異物が付着していないか確認してください。

機能点検(推奨は1か月に1回、または3日以上留守にされた時です)

器具のタイプにより、テストボタンを押すもの、ひもを引いてテストをするものなどがあります。詳しくは、製品の取扱説明書をご覧ください。点検の操作をすると、火災の警報アラームや正常を知らせるアナウンスなどが鳴ります。

住宅用火災警報器の点検を怠ると、正常に機能しない状態で放置されてしまう可能性があります。警報器の機能を維持するために、必ず定期的に点検を実施しましょう。

住宅用火災警報器は警報を発していなくても常にセンサーが作動し、監視しています。本体の消耗・劣化を考慮し、10年を目安に本体を交換しましょう。